

審 議 結 果 速 報

(令和7年10月8日)

陳 情 7 年 地 域 第 1 3 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 9 月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－13 (R7.8.22)	地 域	鳥取県の選挙公営制度利用状況の情報公開等について	不 採 択 (R7.10.8)
▶陳情事項 鳥取県議会議員選挙及び鳥取県知事選挙における各候補者の選挙公営制度の利用状況の情報公開を進める制度への改正等を要望する。			

▶所管委員長報告（R7. 10. 8 本会議）会議録暫定版

本県では、「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例」を制定し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用を公費負担の対象としています。単価などの上限については、地方選挙も国政選挙と同じ鳥取県内において実施される選挙であり、物価・賃金水準なども変わらないことから国政選挙と同様としています。

これらの公営制度に係る各候補者の利用実績は、候補者から提出される選挙運動費用収支報告書の閲覧などにより確認できるほか、公文書開示請求により情報公開もされており、本県議会として改めて制度改正等を求めるまでもないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

選挙公営制度は、候補者にお金の負担がかからない選挙の実現等を目的とするものであるが、鳥取県では、国の制度をそのまま踏襲されたものとなっている。一方、県内では、別紙1のとおり独自の金額や枚数を定めておられる市町村もあるようである。

別紙2の令和5年4月の鳥取県議会議員選挙等における選挙運動用ポスター及びビラの作成と選挙運動用自動車の使用に関する県費負担の状況を見ると、全選挙区計41候補者のうち、ポスターの印刷単価が限度額と同額が19候補者、限度額未満が22候補者であり、中には限度額の3割未満の候補者もおられ、また、ビラの場合も限度額のおおむね5割の候補者もおられたので、それらの質にどれほどの差異があるのか確認しようとしたら、県選挙管理委員会には保管していない、選挙時も候補者からの契約の報告と業者からの請求書を受けて支払っていて、どのようなポスターやビラが作成されたのかは確認していないとのことで、県費の支払手続きとしては少し違和感があった。

地方自治法では、地方自治体の事務執行の際には「最小の経費で最大の効果」を求めている、議会議員の役割のひとつにその執行状況の監視があると思うが、議員としての出発点ともいえるべき選挙において、多くの候補者が結果としてこのような多額の県費の支出を誘導されていることに疑問を感じる。また、選挙運動用自動車の使用を運行契約で一括して行う場合は、車両借用、燃料供給及び運転手雇用のための契約をそれぞれ個別で行う場合に比べ限度額が著しく高額になっているが、限度額を含めて何故国と同様な制度が鳥取県にも必要なのか、勉強不足もあるが、私には理解できなかった。県費で賄われる制度には、それなりの限度とその運用に当たっては節度が求められると考える。

については、契約した印刷単価、枚数及び質等に関して各候補者及び業者が説明責任を果たすことができるように、各候補者の選挙公営制度、選挙運動用ポスター及びビラの作成と選挙運動用自動車の使用の利用状況の情報公開を進める制度への改正を要望する。また、選挙運動用ポスターの印刷限度枚数がポスター掲示場数の2倍である点について、すでに見直しておられる候補者も多数おられるように、その必要性を再検討いただくよう要望する。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/12 常任委員会資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 公職選挙法では、金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として 公費負担制度が採用されている。地方選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成については、「条例で定めるところにより」制度を導入できる任意の公営制度とされており、本県では「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例」（以下「県費負担条例」という。）を制定し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用を公費負担の対象としているところ。
- 2 選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成のいずれも、公費負担の対象となる単価などの上限は、国政選挙と同じ鳥取県内において実施される選挙であり、物価水準や賃金水準なども変わらないことから国（公職選挙法施行令）と同様としている。なお、全都道府県が条例を定め、知事、都道府県議会議員に係る選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成について公費負担を行っているが、いずれも本県同様に公費負担の対象となる単価などの上限は、国（公職選挙法施行令）と同様としている。
- 3 公営費は、候補者と事業者が契約を締結し、県が直接事業者を支払を行う仕組みとなっている。そのため、公営費の支払においては、公職選挙法施行規則に準じて定められた「鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則」の規定に則り、事業者から提出される選挙運動用自動車の使用に係る証明書や給油伝票の写し、ポスター、ビラの作成に係る証明書などと候補者から提出された契約書の写しなどを照合のうえ支払手続を行っている。ポスター、ビラは事業者から直接候補者に納品されることから、県への納品や県による地方自治法及び鳥取県会計規則に基づく納品検査が行われる仕組みとはなっていない。
- 4 選挙運動用ポスターの公費負担となる限度枚数は国政選挙に準じてポスター掲示場数の2倍までとしているものであるが、これは、公職選挙法逐条解説によれば「1回の貼り替えまでを公費でみる」という趣旨によるものである。

【県の取組状況】

金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図るため、公職選挙法施行令の改正の都度、県費負担条例を改正し、国と同様の公費負担制度としている。また、各候補者の公営制度の利用実績のうち、選挙運動用ポスターとビラの作成状況は候補者から提出された選挙運動費用収支報告書を閲覧することにより何人も確認でき、選挙運動用自動車の使用状況についても、国政選挙及び統一地方選挙においては国において集計値の公表がされているほか、その他公営実績の詳細は公文書開示請求により情報公開しているところ。